

令和5年4月の組織改正に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

令和5年3月30日

新潟市長

中原 八一

新潟市規則第13号

令和5年4月の組織改正に伴う関係規則の整理に関する規則

(新潟市物品管理規則の一部改正)

第1条 新潟市物品管理規則(昭和39年新潟市規則第15号)の一部を次のように改正する。

第11条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

第42条第2項中「第243条の2」を「第243条の2の2」に改める。

(新潟市公印規則の一部改正)

第2条 新潟市公印規則(昭和40年新潟市規則第17号)の一部を次のように改正する。

別表のうち(1)の表新潟市美術館長印の項管理者の欄中「新潟市美術館副館長」を「新潟市美術館長」に改める。

(新潟市公有財産規則の一部改正)

第3条 新潟市公有財産規則(昭和59年新潟市規則第19号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「(新潟市美術館にあつては、副館長)」を削る。

(新潟市における法令遵守の推進等に関する条例施行規則の一部改正)

第4条 新潟市における法令遵守の推進等に関する条例施行規則(平成17年新潟市規則第194号)の一部を次のように改正する。

第16条の表中「並びに新潟市美術館副館長」及び「、新潟市美術館副館長」を削り、「IT政策監、税務監、医監、教育政策監、中央事業所長及び秋葉事業所長」を「ICT政策監、税務監、医監及び教育政策監」に改める。

別表第2中「、水道局経営企画部長」を削る。

別表第3部管理機関であって課を置かないものの項中「、新潟市美術館にあっては副館長」を削り、同表中

「

新潟市水道局分課規程（平成19年新潟市水道局管理規程第1号）に掲げる課及び部に置く室	課長又は室長
新潟市水道局分課規程に掲げる営業所	営業所長

を

」

「

新潟市水道局分課規程（平成19年新潟市水道局管理規程第1号）に掲げる課、部に置く室及び事務所	課長、室長又は所長
--	-----------

に

」

改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。